

平成23年6月27日

株式会社

殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に係る元方事業者による
関係請負人の管理状況の把握について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において緊急作業に従事する労働者の被ばく線量管理や健康管理等が適切に行われるためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等の発注を受ける事業者（以下「元方事業者」という。）による管理も必要不可欠であります。

厚生労働省においては現在、東京電力に対し、発電所における緊急作業全体の安全衛生管理状況について定期的に報告を求めているところですが、今般、元方事業者による関係請負人やその労働者等の管理状況についても当分の間、定期的に把握することとしましたので、下記により報告くださいますよう、お願いします。

記

1 対象

本通知による報告は、発電所で緊急作業（工事）を行う全ての元方事業者を対象とする。なお、元方事業者が共同企業体である場合には、当該共同企業体の代表者が報告を行うものとする。

2 報告時期等

報告は毎月、当該月分を取りまとめの上、翌月10日までに富岡労働基準監督署に行うものとする。

3 報告事項

(1) 当該月中に実施中の緊急作業（工事）について、全ての関係請負人が記載され

た請負体系図(様式任意)を提出すること。なお、2回目以降の報告においては、変更があったものを提出すれば足りること。

(2) 次に示す事項について別添様式により提出すること。

ア 当該月中に実施中の緊急作業(工事)の内容及びその工期

イ 当該月末日(当該日)に緊急作業に従事した①元方事業者の労働者の数、②関係請負人及びその労働者の数(労働者の数については、有期契約労働者(日雇労働者を含む。)の数を内数として記載すること。)

ウ 当該月中に新規に緊急作業に従事した①元方事業者の労働者の数、②関係請負人及びその労働者の数(再入場者を除く。)

エ 当該月中に新規に緊急作業に従事した労働者について、入場時の①緊急作業に係る必要な安全衛生教育(新規入場者教育)の実施状況、②電離放射線健康診断の実施状況

オ 前月中に緊急作業に従事していた者のうち、当該月中に全く緊急作業に従事しなかった労働者の数

カ 緊急作業に従事している者のうち、①内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者、②前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(①の者を除く)について、当該月における臨時健康診断の実施状況(1回目の報告においては、②については、「前月中に」とあるのは「平成23年5月11日から31日までの間に」として報告するとともに、平成23年5月10日までに従事期間が1か月を超えた労働者(①の者を除く。)について、当該月までにおける臨時健康診断の実施状況を別紙により報告すること。)

キ 緊急作業に従事し、退所した者のうち、内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者について、当該月における臨時健康診断の実施状況

元方事業者による関係請負人の管理状況報告

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの元方事業者による関係請負人の管理状況について、次のとおり報告します。

1 当該月中に実施中の緊急作業（工事）の内容及びその工期

2 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した関係請負人及びその労働者の数（当該日に入場していない者を除く。）

	事業者	労働者	
			うち有期契約労働者
関係請負人	() 社	() 人	() 人
1次	() 社	() 人	() 人
2次	() 社	() 人	() 人
3次	() 社	() 人	() 人
4次	() 社	() 人	() 人

(注) 5次、6次がある場合には、同様に数字を記入すること。

3 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した労働者数（関係請負人別）

	会社名	労働者数	
			うち有期契約労働者
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人

4 当該月中に新規に緊急作業に従事した関係請負人の労働者（再入場者を除く。）に対する入場時の安全衛生教育及び電離放射線健康診断の実施状況

	当該月中に新規に入場した事業者	当該月中に新規に入場した労働者	安全衛生教育の実施状況		電離放射線健康診断の実施状況	
			実施済	未実施 ^(注)	実施済	対象者で未実施 ^(注)
関係請負人	()社	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(1)イ又は(2)イに記載すること。

(1) 入場時の安全衛生教育（新規入場者教育）

ア 実施者（該当するものにすべて「レ」を付すこと。）

東電 関係請負人

その他（)

イ 未実施の者がいる場合の理由

実施予定（ 月 日まで）

他の事業場等で当該教育を受けているなど、十分な知識や技能を有していると認められるため、省略

その他（)

(2) 入場時の電離放射線健康診断

ア 実施者（該当するものにすべて「レ」を付すこと。）

東電 関係請負人

その他（)

イ 健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定（ 月 日まで）

その他（)

5 前月に緊急作業に従事していた者のうち、当該月中に全く緊急作業に従事しなかった労働者の数

関係請負人及びその労働者の数 _____社 _____人

6 緊急作業に従事している労働者に対する当該月における臨時健康診断の実施状況

	内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者			前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(100mSv超の者を除く。)		
		実施	未実施 ^(注)		実施	未実施 ^(注)
関係請負人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者(該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

東電 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

ア 100mSvを超えている労働者に対するもの

実施予定(月 日まで)

その他()

イ 前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(アの労働者を除く。)に対するもの

実施予定(月 日まで)

その他()

7 緊急作業に従事し、退所した労働者に対する当該月における臨時健康診断の実施状況

	退所した者のうち内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者						
		退所から1か月後まで		1か月を超え2か月まで		2か月を超え3か月まで	
		実施	未実施 ^(注)	実施	未実施 ^(注)	実施	未実施 ^(注)
関係請負人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者(該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

東電 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定(月 日まで)

その他()

備考

1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。

2 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

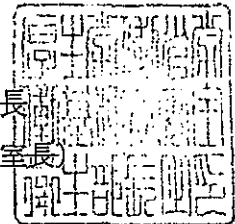
基安発 0627 第 2 号
平成 23 年 6 月 27 日

東京電力株式会社

取締役社長 清水正孝 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(東電福島第一原発作業員健康対策室長)



東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に係る関係請負人
の管理状況の把握について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において緊急作業に従事する労働者の被ばく線量管理や健康管理等が適切に行われるためには、東京電力から直接工事等の発注を受ける事業者（以下「元方事業者」という。）による管理も必要不可欠であります。

厚生労働省においては、今般、元方事業者による関係請負人やその労働者等の管理状況について当分の間、定期的に把握することとしましたが、東京電力が元方事業者に当たる場合（自ら行う仕事の一部を関係請負人に請け負わせている場合）、その関係請負人について、下記により報告いただくよう求めます。

記

1 対象

本通知による報告は、東京電力が発電所で行う緊急作業（工事）のうち、自ら行う仕事の一部を請け負わせている関係請負人に係る事項を対象とする。

2 報告時期等

報告は毎月、当該月分を取りまとめの上、翌月 10 日までに富岡労働基準監督署に行うものとする。

3 報告事項

次に示す事項について別添様式により提出すること。

- (1) 当該月中に実施中の緊急作業（工事）の内容及びその工期
- (2) 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した関係請負人及びその労働者の数（労働者の数については、有期契約労働者（日雇労働者を含む。）の数を内数として記載すること。）
- (3) 当該月中に新規に緊急作業に従事した関係請負人及びその労働者の数（再入場者を除く。）
- (4) 当該月中に新規に緊急作業に従事した関係請負人の労働者について、入場時の①緊急作業に係る必要な安全衛生教育（新規入場者教育）の実施状況、②電離放射線健康診断の実施状況
- (5) 前月中に緊急作業に従事していた者のうち、当該月中に全く緊急作業に従事しなかった関係請負人の労働者の数
- (6) 緊急作業に従事している者のうち、①内部・外部線量合算で100mSvを超えている関係請負人の労働者、②前月中に従事期間が1か月を超えた関係請負人の労働者（①の者を除く）について、当該月における臨時健康診断の実施状況（1回目の報告においては、②については、「前月中に」とあるのは「平成23年5月11日から31日までの間に」として報告するとともに、平成23年5月10日までに従事期間が1か月を超えた労働者（①の者を除く。）について、当該月までにおける臨時健康診断の実施状況を別紙により報告すること。）
- (7) 緊急作業に従事し、退所した者のうち、内部・外部線量合算で100mSvを超えている関係請負人の労働者について、当該月における臨時健康診断の実施状況

元方事業者による関係請負人の管理状況報告

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの元方事業者による関係請負人の管理状況について、次のとおり報告します。

1 当該月中に実施中の緊急作業（工事）の内容及びその工期

2 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した関係請負人及びその労働者の数（当該日に入場していない者を除く。）

	事業者	労働者	うち有期契約労働者
関係請負人	() 社	() 人	() 人
1次	() 社	() 人	() 人
2次	() 社	() 人	() 人
3次	() 社	() 人	() 人
4次	() 社	() 人	() 人

(注) 5次、6次がある場合には、同様に数字を記入すること。

3 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した労働者数（関係請負人別）

	会社名	労働者数	
			うち有期契約労働者
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人
()次		()人	()人

4 当該月中に新規に緊急作業に従事した関係請負人の労働者（再入場者を除く。）に対する入場時の安全衛生教育及び電離放射線健康診断の実施状況

	当該月中に新規に入場した事業者	当該月中に新規に入場した労働者	安全衛生教育の実施状況		電離放射線健康診断の実施状況	
			実施済	未実施 ^(注)	実施済	対象者で未実施 ^(注)
関係請負人	()社	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を（１）イ又は（２）イに記載すること。

(1) 入場時の安全衛生教育（新規入場者教育）

ア 実施者（該当するものにすべて「レ」を付すこと。）

東電 関係請負人

その他（ ）

イ 未実施の者がいる場合の理由

実施予定（ 月 日まで）

他の事業場等で当該教育を受けているなど、十分な知識や技能を有していると認められるため、省略

その他（ ）

(2) 入場時の電離放射線健康診断

ア 実施者（該当するものにすべて「レ」を付すこと。）

東電 関係請負人

その他（ ）

イ 健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定（ 月 日まで）

その他（ ）

5 前月に緊急作業に従事していた者のうち、当該月中に全く緊急作業に従事しなかった労働者の数

関係請負人及びその労働者の数 _____社 _____人

6 緊急作業に従事している労働者に対する当該月における臨時健康診断の実施状況

	内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者			前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(100mSv超の者を除く。)		
		実施	未実施 ^(注)		実施	未実施 ^(注)
関係請負人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者(該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

東電 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

ア 100mSvを超えている労働者に対するもの

実施予定(月 日まで)

その他()

イ 前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(アの労働者を除く。)に対するもの

実施予定(月 日まで)

その他()

7 緊急作業に従事し、退所した労働者に対する当該月における臨時健康診断の実施状況

	退所した者のうち内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者						
		退所から 1か月後まで		1か月を超え 2か月まで		2か月を超え 3か月まで	
		実施	未実施 ^(注)	実施	未実施 ^(注)	実施	未実施 ^(注)
関係請負人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者(該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

東電 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定(月 日まで)

その他()

備考

1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。

2 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

○ 平成 23 年 5 月 10 日までに従事期間が 1 か月を超えた労働者（100mSv 超の者を除く。）

に対する臨時健康診断の実施状況

	5月.10日までに従事期間が1か月を超えた労働者（100mSv超の者を除く。）	実施	未実施
		()人	()人
関係請負人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者（該当するものにすべて「レ」を付すこと。）

東電 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定（ 月 日まで）

その他（)

基安発 0627 第3号

平成23年6月27日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

(公 印 省 略)

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に係る元方事業者による
関係請負人の管理状況の把握について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において緊急作業に従事する労働者の被ばく線量管理や健康管理等が適切に行われるためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等の発注を受ける事業者（以下「元方事業者」という。）による管理も必要不可欠である。

現在、東京電力に対し、発電所における緊急作業全体の安全衛生管理状況等について定期的に報告を求めているが、今般、元方事業者による関係請負人やその労働者等の管理状況についても当面の間、定期的に把握することとし、別添1及び別添2のとおり、それぞれ元方事業者及び東京電力に対し、通知したので、了知するとともに、適切に指導されたい。

別記の元方事業者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に係る元方事業者による
関係請負人の管理状況の把握について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において緊急作業に従事する労働者の被ばく線量管理や健康管理等が適切に行われるためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等の発注を受ける事業者（以下「元方事業者」という。）による管理も必要不可欠であります。

厚生労働省においては現在、東京電力に対し、発電所における緊急作業全体の安全衛生管理状況について定期的に報告を求めているところですが、今般、元方事業者による関係請負人やその労働者等の管理状況についても当分の間、定期的に把握することとしましたので、下記により報告くださいますよう、お願いします。

記

1 対象

本通知による報告は、発電所で緊急作業（工事）を行う全ての元方事業者を対象とする。なお、元方事業者が共同企業体である場合には、当該共同企業体の代表者が報告を行うものとする。

2 報告時期等

報告は毎月、当該月分を取りまとめの上、翌月10日までに富岡労働基準監督署に行うものとする。

3 報告事項

(1) 当該月中に実施中の緊急作業（工事）について、全ての関係請負人が記載され

た請負体系図(様式任意)を提出すること。なお、2回目以降の報告においては、変更があったものを提出すれば足りること。

(2) 次に示す事項について別添様式により提出すること。

ア 当該月中に実施中の緊急作業(工事)の内容及びその工期

イ 当該月末日(当該日)に緊急作業に従事した①元方事業者の労働者の数、②関係請負人及びその労働者の数(労働者の数については、有期契約労働者(日雇労働者を含む。)の数を内数として記載すること。)

ウ 当該月中に新規に緊急作業に従事した①元方事業者の労働者の数、②関係請負人及びその労働者の数(再入場者を除く。)

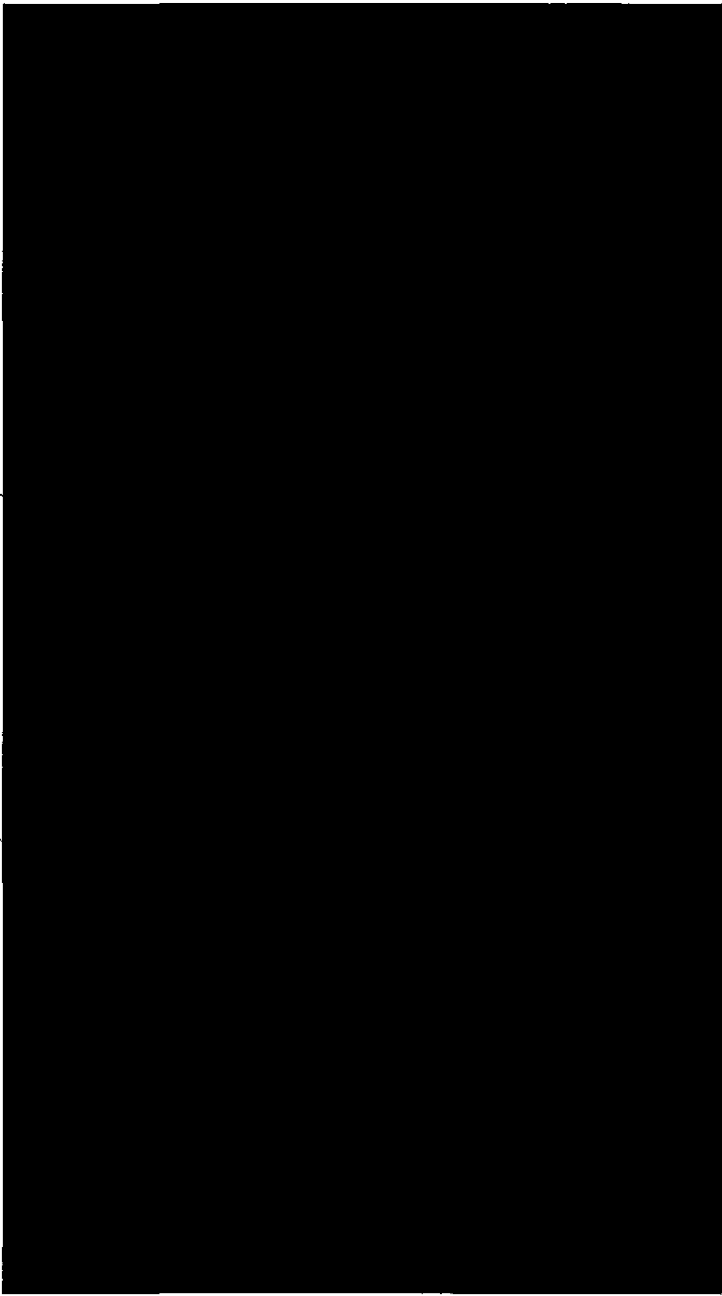
エ 当該月中に新規に緊急作業に従事した労働者について、入場時の①緊急作業に係る必要な安全衛生教育(新規入場者教育)の実施状況、②電離放射線健康診断の実施状況

オ 前月中に緊急作業に従事していた者のうち、当該月中に全く緊急作業に従事しなかった労働者の数

カ 緊急作業に従事している者のうち、①内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者、②前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(①の者を除く)について、当該月における臨時健康診断の実施状況(1回目の報告においては、②については、「前月中に」とあるのは「平成23年5月11日から31日までの間に」として報告するとともに、平成23年5月10日までに従事期間が1か月を超えた労働者(①の者を除く。)について、当該月までにおける臨時健康診断の実施状況を別紙により報告すること。)

キ 緊急作業に従事し、退所した者のうち、内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者について、当該月における臨時健康診断の実施状況

別記



(

元方事業者による関係請負人の管理状況報告

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの元方事業者による関係請負人の管理状況について、次のとおり報告します。

1 当該月中に実施中の緊急作業（工事）の内容及びその工期

2 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した事業者及び労働者の数（当該日に入場していない者を除く。）

	事業者	労働者	
			うち有期契約労働者
元方事業者	—	()人	()人
関係請負人	()社	()人	()人
1次	()社	()人	()人
2次	()社	()人	()人
3次	()社	()人	()人
4次	()社	()人	()人

(注) 5次、6次がある場合には、同様に数字を記入すること。

3 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した労働者数（関係請負人別）

	会社名	労働者数	
			うち有期契約労働者
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人

4 当該月中に新規に緊急作業に従事した労働者（再入場者を除く。）に対する入場時の安全衛生教育及び電離放射線健康診断の実施状況

	当該月中に新規に入場した事業者	当該月中に新規に入場した労働者	安全衛生教育の実施状況		電離放射線健康診断の実施状況	
			実施済	未実施 ^(注)	実施済	対象者で未実施 ^(注)
元方事業者	—	()人	()人	()人	()人	()人
関係請負人	()社	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(1)イ又は(2)イに記載すること。

(1) 入場時の安全衛生教育（新規入場者教育）

ア 実施者（該当するものにすべて「レ」を付すこと。）

東電 元方事業者 関係請負人

その他（.....）

イ 未実施の者がいる場合の理由

実施予定（ 月 日まで）

他の事業場等で当該教育を受けているなど、十分な知識や技能を有していると認められるため、省略

その他（.....）

(2) 入場時の電離放射線健康診断

ア 実施者（該当するものにすべて「レ」を付すこと。）

東電 元方事業者 関係請負人

その他（.....）

イ 健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定（ 月 日まで）

その他（.....）

5 前月に緊急作業に従事していた者のうち、当該月中に全く緊急作業に従事しなかった労働者の数

(1) 元方事業者の労働者の数 _____人

(2) 関係請負人及びその労働者の数 _____社 _____人

6 緊急作業に従事している労働者に対する当該月における臨時健康診断の実施状況

	内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者			前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(100mSv超の者を除く。)		
		実施	未実施 ^(注)		実施	未実施 ^(注)
元方事業者	()人	()人	()人	()人	()人	()人
関係請負人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者(該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

東電 元方事業者 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

ア 100mSvを超えている労働者に対するもの

実施予定(月 日まで)

その他()

イ 前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(アの労働者を除く。)に対するもの

実施予定(月 日まで)

その他()

7 緊急作業に従事し、退所した労働者に対する当該月における臨時健康診断の実施状況

	退所した者のうち内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者						
		退所から1か月後まで		1か月を超え2か月まで		2か月を超え3か月まで	
		実施	未実施 ^(注)	実施	未実施 ^(注)	実施	未実施 ^(注)
元方事業者	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人
関係請負人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者(該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

東電 元方事業者 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定(月 日まで)

その他()

備考

- 1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 2 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

○ 平成 23 年 5 月 10 日までに従事期間が 1 か月を超えた労働者 (100mSv 超の者を除く。) に対する臨時健康診断の実施状況

	5 月 10 日までに従事期間が 1 か月を超えた労働者 (100mSv 超の者を除く。)		
		実施	未実施
元方事業者	() 人	() 人	() 人
関係請負人	() 人	() 人	() 人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を (2) に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者 (該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

東電 元方事業者 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定 (月 日まで)

その他 ()

東京電力株式会社

取締役社長 清水正孝 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に係る関係請負人の管理状況の把握について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において緊急作業に従事する労働者の被ばく線量管理や健康管理等が適切に行われるためには、東京電力から直接工事等の発注を受ける事業者（以下「元方事業者」という。）による管理も必要不可欠であります。

厚生労働省においては、今般、元方事業者による関係請負人やその労働者等の管理状況について当分の間、定期的に把握することとしましたが、東京電力が元方事業者に当たる場合（自ら行う仕事の一部を関係請負人に請け負わせている場合）、その関係請負人について、下記により報告いただくよう求めます。

記

1 対象

本通知による報告は、東京電力が発電所で行う緊急作業（工事）のうち、自ら行う仕事の一部を請け負わせている関係請負人に係る事項を対象とする。

2 報告時期等

報告は毎月、当該月分を取りまとめの上、翌月10日までに富岡労働基準監督署に行うものとする。

3 報告事項

次に示す事項について別添様式により提出すること。

- (1) 当該月中に実施中の緊急作業（工事）の内容及びその工期
- (2) 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した関係請負人及びその労働者の数（労働者の数については、有期契約労働者（日雇労働者を含む。）の数を内数として記載すること。）
- (3) 当該月中に新規に緊急作業に従事した関係請負人及びその労働者の数（再入場者を除く。）
- (4) 当該月中に新規に緊急作業に従事した関係請負人の労働者について、入場時の①緊急作業に係る必要な安全衛生教育（新規入場者教育）の実施状況、②電離放射線健康診断の実施状況
- (5) 前月中に緊急作業に従事していた者のうち、当該月中に全く緊急作業に従事しなかった関係請負人の労働者の数
- (6) 緊急作業に従事している者のうち、①内部・外部線量合算で100mSvを超えている関係請負人の労働者、②前月中に従事期間が1か月を超えた関係請負人の労働者（①の者を除く）について、当該月における臨時健康診断の実施状況（1回目の報告においては、②については、「前月中に」とあるのは「平成23年5月11日から31日までの間に」として報告するとともに、平成23年5月10日までに従事期間が1か月を超えた労働者（①の者を除く。）について、当該月までにおける臨時健康診断の実施状況を別紙により報告すること。）
- (7) 緊急作業に従事し、退所した者のうち、内部・外部線量合算で100mSvを超えている関係請負人の労働者について、当該月における臨時健康診断の実施状況

元方事業者による関係請負人の管理状況報告

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの元方事業者による関係請負人の管理状況について、次のとおり報告します。

1 当該月中に実施中の緊急作業（工事）の内容及びその工期

2 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した関係請負人及びその労働者の数（当該日に入場していない者を除く。）

	事業者	労働者	うち有期契約労働者
関係請負人	() 社	() 人	() 人
1次	() 社	() 人	() 人
2次	() 社	() 人	() 人
3次	() 社	() 人	() 人
4次	() 社	() 人	() 人

(注) 5次、6次がある場合には、同様に数字を記入すること。

3 当該月末日（当該日）に緊急作業に従事した労働者数（関係請負人別）

	会社名	労働者数	
			うち有期契約労働者
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人
() 次		() 人	() 人

4 当該月中に新規に緊急作業に従事した関係請負人の労働者（再入場者を除く。）に対する入場時の安全衛生教育及び電離放射線健康診断の実施状況

	当該月中に新規に入場した事業者	当該月中に新規に入場した労働者	安全衛生教育の実施状況		電離放射線健康診断の実施状況	
			実施済	未実施 ^(注)	実施済	対象者で未実施 ^(注)
関係請負人	()社	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(1)イ又は(2)イに記載すること。

(1) 入場時の安全衛生教育（新規入場者教育）

ア 実施者（該当するものにすべて「レ」を付すこと。）

東電 関係請負人

その他 ()

イ 未実施の者がいる場合の理由

実施予定 (月 日まで)

他の事業場等で当該教育を受けているなど、十分な知識や技能を有していると認められるため、省略

その他 ()

(2) 入場時の電離放射線健康診断

ア 実施者（該当するものにすべて「レ」を付すこと。）

東電 関係請負人

その他 ()

イ 健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定 (月 日まで)

その他 ()

5 前月に緊急作業に従事していた者のうち、当該月中に全く緊急作業に従事しなかった労働者の数

関係請負人及びその労働者の数 _____社 _____人

6 緊急作業に従事している労働者に対する当該月における臨時健康診断の実施状況

	内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者			前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(100mSv超の者を除く。)		
		実施	未実施 ^(注)		実施	未実施 ^(注)
関係請負人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者(該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

東電 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

ア 100mSvを超えている労働者に対するもの

実施予定(月 日まで)

その他()

イ 前月中に従事期間が1か月を超えた労働者(アの労働者を除く。)に対するもの

実施予定(月 日まで)

その他()

7 緊急作業に従事し、退所した労働者に対する当該月における臨時健康診断の実施状況

	退所した者のうち内部・外部線量合算で100mSvを超えている労働者						
		退所から1か月後まで		1か月を超え2か月まで		2か月を超え3か月まで	
		実施	未実施 ^(注)	実施	未実施 ^(注)	実施	未実施 ^(注)
関係請負人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者(該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

東電 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定(月 日まで)

その他()

備考

1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。

2 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

○ 平成 23 年 5 月 10 日までに従事期間が 1 か月を超えた労働者 (100mSv 超の者を除く。) に対する臨時健康診断の実施状況

	5月10日までに従事期間が1か月を超えた労働者(100mSv超の者を除く。)	実施	未実施
		()人	()人
関係請負人	()人	()人	()人

(注) 未実施の者がいる場合には、理由を(2)に記載すること。

(1) 臨時健康診断の実施者(該当するものにすべて「レ」を付すこと。)

- 東電 関係請負人

(2) 臨時健康診断の対象者で未実施の者がいる場合の理由

実施予定(月 日まで)

その他()